

少年法上の保護処分を課された者について民法 891 条 1 号が類推適用された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 15 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 28328 号、令和 4 年（ワ）第 13391 号

【事 件 名】 独立当事者参加事件（本訴請求事件）、相続人たる地位にあること等の確認請求反訴事件

【裁 判 結 果】 本訴請求棄却、反訴請求認容

【参 照 法 令】 民法 891 条 1 号

【掲 載 誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25593737

神戸大学教授 浦野由紀子

事実の概要

A（本件被相続人）は、令和 2 年 5 月に、その子である Z（参加人、反诉被告）に殺害されて死亡した。当時 16 歳であった Z は、殺人罪の被疑者として逮捕された上、横浜家庭裁判所に送致された。横浜家庭裁判所は、令和 2 年 11 月に、Z につき、「Z は、……父親である A（当時 47 歳）に対し、殺意をもって、果物ナイフ……で A の右側頭部、背部、左大腿部等を多数回突き刺すなどし、よって、……A を左大腿部刺創による左大腿動脈及び左大腿静脈損傷に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害した。」という内容の非行事実に関する少年事件を受理したが、少年法 20 条 2 項ただし書により、検察官送致決定をすることなく、審判手続において、Z を第 1 種少年院送致とする保護処分の決定（相当長期間の処遇意見付き）をした。

相続開始時において A の子は Z 1 人であった（A に妻はなく、A の父もすでに死亡していた）。A は、相続開始時において 2 銀行（Y）に預金口座を開設していたところ、A の母である X（相手方、反訴原告）は、令和 3 年 7 月、Y に対し、A 名義の預金口座に係る預金払戻しを受ける地位にあることの確認を求めて訴えを提起した（以下、「第 1 事件」という）。Z は、令和 3 年 10 月、本件訴訟において独立当事者参加をし、X 及び Y に対し、Z のみが A の相続人たる地位を有することの確認と、A 名義の預金口座に係る預金の払戻しを求めた（本訴請求事件）。Y は、第 1 事件と本訴請求事件の提訴を受けて、A 名義の預金口座に係る各預金払戻債務につき、供託をした。そこで、X は、

Z に対し、反訴を提起した上で（反訴請求事件）、Y に係る訴えを取り下げ、Z も、訴えの変更を経た上で、本訴請求事件に係る訴えのうち Y に対するものを取り下げた。

本件は、X と Z が、いずれも自身が A の単独相続人であると主張し、X と Z との間において、① A の相続人たる地位を有するのは X のみ又は Z のみであることの確認を求めるとともに、② X 又は Z が各供託金に係る還付請求権を有することの確認を求めた事案である。本件では、A に対する殺害行為により少年法上の保護処分に付された Z が、民法 891 条 1 号にいう「故意に被相続人を死亡するに至らせたために、刑に処せられた者」に当たり、相続人となることができないか否かが争点となった。

判決の要旨**1 民法 891 条 1 号の趣旨**

「〔民法 891〕条 1 号は、故意に被相続人等の生命を侵害し又は侵害しようとした相続人に相続を許すことは、相続制度を認めた趣旨に反し、公平の観念に著しく背反するものであり、一般の応報的な倫理観念から、相続を禁止、拒否するものであって、すなわち、相続的協同関係を破壊する最たる行為に及んだ相続人につき、公益上、徳義上の理由から、私法上、その相続権を剥奪するという制裁を課する趣旨であると解される。」

2 民法 891 条 1 号の「刑に処せられた」の解釈

(1) 「刑に処せられた」ことを要件とする趣旨
「民法 891 条 1 号は、『刑に処せられた』こと

を要件として掲げているところ、これは、裁判所において、民法 891 条 1 号所定の行為に及んだことが確認され、当該行為に及んだ事実とそれに違法性があることを明らかにする趣旨であると解される」。

「家庭裁判所においても、少年事件につき、民法 891 条 1 号所定の行為に係る非行事実の存否を認定した上で、保護処分を下すことになるのであるから、相続人である少年について民法 891 条 1 号所定の行為に及んだことが家庭裁判所の認定により明らかにされたものといえる。」

(2) 民法 891 条 1 号の趣旨と少年法の趣旨・規定等との関係

「少年である相続人が、民法 891 条 1 号所定の行為に及んだ場合において、少年法の制度により、当該少年が刑事手続により刑罰を科せられることなく、少年院送致の保護処分にとどまり、形式的に『刑に処せられた』に該当しない場合であっても、民法 891 条 1 号所定の行為に明確に及んでいる以上は、……同条 1 号の趣旨〔執筆者注：判旨 1〕は、よく当てはまるものということができ、一般的な応報的な倫理観念あるいは相続人間の公平の見地からすると、そのような場合であっても、少年である当該相続人の相続権を剥奪すべきであることは刑罰を受けた場合と変わるものではなく、そのように解する必要も十分に認めることができ、かつ、そのような結論も十分に妥当性を有するものといえることができる。」

「加えて、民法 891 条 1 号の趣旨は、……少年法における少年に対して教育的、保護的、福祉的措置を図るという理念とは異なるものであって、同条 1 号による相続欠格の該当性につき、少年法の制度を踏まえて理解、解釈されなければならないものとは解されないから、同条 1 号の趣旨をより重視した解釈を採用することも許容されるべきものと解するのが相当である。」

(3) 類推適用の可否について

「以上で検討したところを踏まえると、少年である相続人が、民法 891 条 1 号所定の行為に及んだ場合において、少年法の制度により、当該少年が刑事手続により刑罰を科せられることなく、少年院送致の保護処分にとどまり、形式的に『刑に処せられた』に該当しない場合であったとしても、家庭裁判所において当該行為に及んだことが認定され、明らかにされた上で、『刑に処せられた』

場合に相当するものと認められるときは、同条 1 号を類推適用することができるものと解するのが相当である。」

3 「参加人につき、横浜家裁は、上記の本件被相続人を殺害した行為を非行事実として認定した上で、少年院送致の保護処分に付しており、その処遇意見等……に鑑みると、参加人については、殺人罪の違法性、責任及び処罰に関する阻却事由があるものと認めるに足りず、『刑に処せられた』場合に相当するものと認めるのが相当であり、「参加人は、民法 891 条 1 号の類推適用により、本件被相続人の相続において相続人となることができない」。

判例の解説

一 問題の所在

民法 891 条 1 号は、故意に被相続人を死亡するに至らせたために「刑に処せられた者」を、相続欠格者と定める。民法 891 条 1 号に相当する明治民法 969 条 2 号の制定時（明治 31（1898）年）、少年法は存在せず、被相続人を死亡するに至らせた者が未成年者であっても、刑事責任年齢（当時は 12 歳）に達していれば、成人の場合と同様に刑罰が科された。しかし、昭和 23（1948）年に制定された現行少年法により、今日では、同様の事案で未成年者が受ける処分には、刑事手続による刑罰と少年法上の少年審判手続による保護処分（少年法 24 条 1 項）の 2 つがある。

少年法上の保護処分は刑罰ではない。民法 891 条 1 号所定の行為につき少年法上の保護処分を課された者が相続欠格者となるかどうかは、立法者の念頭にはなかった。本判決は、こうした制定法の欠缺をめぐる問題を扱った初めての裁判例である。

二 本条の立法趣旨と「刑に処せられた」ことを要件とする意義

明治民法 969 条 2 号は、旧民法財産取得編 292 条に相当し、これと同一の趣旨に出た規定である¹⁾。その趣旨は、「悪ムベキ意思」（故意）をもって被相続人を死に至らせて自ら相続の利益を得るような行為は「人心ノ嫌忌ニ触ルルコト劇シク、宜シク法律ノ許スベカラザル所」なので、公

益上、「民法上ノ責罰」として、被相続人を死亡するに至らせた犯罪人から相続権を剥奪する必要がある、というにある²⁾。本条の欠格原因は被相続人を死亡に至らせた行為それ自体であるところ³⁾、当該行為により「刑に処せられた」ことを要件に加えたのは、相続欠格者となる者を「刑事裁判所ニ於テ殺人ノ所為アリト認メラレタル者」に限定するためである⁴⁾。その趣旨は、1つには、被相続人を死亡に至らせた行為であっても、それが正当防衛に当たる場合や、心神喪失者や刑事責任年齢に達しない者がした場合、すなわち、違法性や有責性を欠く（＝犯罪が成立しない）場合は、相続欠格の対象としないためである⁵⁾。もう1つには、欠格の効果の重大性（相続人の財産的利益を害するだけでなく、その名誉をも傷つけるものであること）ゆえに、犯罪事実（欠格事由の存在）は、刑事裁判手続によって確定される必要があると考えられたからである⁶⁾。したがって、刑が宣告されたこと＝犯罪成立が認められたことが重要であって、刑の内容や軽重は欠格事由の存否を左右するものではない。旧民法及び明治民法の立法当時、旧刑法には刑事責任年齢に達した未成年者につき刑を減輕する特則が存在したが（旧刑法80条、81条）、年齢に基づく刑の有恕減輕がある者についても、「其所為ノ惡ムベキハ固ヨリ論ヲ俟タ」ないので⁷⁾、相続権を剥奪しても過当でないと考えられた。

以上によれば、「刑に処せられた」とは、故意に被相続人を死亡に至らせた行為につき、①当該行為に及んだ事実を認定できること、②犯罪の成立（犯罪成立要件——構成要件該当性・違法性・有責性——の充足）が認められること、及び、③①・②が刑事裁判所によって確認されたことを意味すると思われる。先例にも、このように解するものがある⁸⁾。

三 類推適用の可否に関する本判決の立場

本判決は、立法者意思と同様に、民法891条1号の趣旨を「一般の応報的な倫理観念」に基づくものと解する（判旨1）⁹⁾。「刑に処せられた」の趣旨についても、「裁判所において、民法891条1号所定の行為に及んだことが確認され、当該行為に及んだ事実とそれに違法性があることを明らかにする趣旨」であると解し、先例とほぼ同様に、①～③を要求するものと解していると思われる

（判旨2(1)及び3）。その上で、本判決は、①・②を確認するのは刑事裁判所に限らず「裁判所」であればよいとの判断を前提に、「家庭裁判所においても、少年事件につき、民法891条1号所定の行為に係る非行事実の存否を認定した上で、保護処分を下す」ことから、保護処分の場合も①～③を満たすとして、民法891条1号の類推適用を認めた。

本判決は、一連の判断の理由として、保護処分を受けた場合も「民法891条1号所定の行為に明確に及んでいる以上は、……同条1号の趣旨は、よく当てはま」り、「相続権を剥奪すべきであることは刑罰を受けた場合と変わ」らず、そう解する必要性和結論の妥当性が十分あるからだ述べる。しかし、類推適用の可否に関して重要なのは、民法891条1号の趣旨にただ適うかどうかではなく、少年審判手続における①・②の認定・確認が、民法891条1号の類推適用を許す程度に、刑事裁判手続におけるそれと類似したものといえるかどうかではないか。

四 類推適用の可否に関して問題となる点

少年審判手続が①～③に関して刑事裁判手続と類似のものといえるかについては、両手続における以下の相違点をどう評価するかによる。

1 審理構造の違い

第1は、少年審判手続と刑事裁判手続では審理構造が異なる点である。両手続は、事実の認定につき合理的な疑いを超える証明を要する点で共通するが¹⁰⁾、刑事裁判手続が当事者主義構造（対審構造）をとり、証拠法則や厳格な証拠調べ手続を用意するのに対して、少年審判手続は、少年の健全育成の観点から非行事実に加えて要保護性の認定も行うために職権主義構造をとり、証拠調べの範囲・方法等も裁判所の合理的裁量に委ねられている。家庭裁判所が検察官と弁護人として主体的に事実を解明し、これに基づいて判断者として判断を下すという構造は、事実認定の正確性の担保の点で、刑事裁判手続とは質が異なるものである。

2 犯罪の成否に関する判断の要否

第2に、刑事裁判手続では犯罪の成否が必ず判断されるのに対して、少年審判手続に関しては、

14歳以上の犯罪少年（少年法3条1項1号）に保護処分を課すために、その者のした行為がすべての犯罪成立要件を満たす（犯罪が成立する）ことを要するか、とくに有責性を備えている必要があるかについて、争いがある（構成要件該当性及び違法性を備えているべきことには異論はない¹¹⁾）。審判例の多くは必要説に立つが¹²⁾、不要説に立つものもある。後者の中には、殺人の事案につき、少年に責任能力がなかったことを認定しながら保護処分（医療少年院送致）を課した審判例もある¹³⁾。不要説をとり、成人ならば無罪となる行為にも保護処分が課されるとすれば、少年審判手続は刑事裁判手続と異質な手続といわざるを得ず、民法891条1号の類推は立法者意思に反する。

他方で、必要説による場合は、刑事未成年者（とくに触法少年（少年法3条1項2号））に対しても、犯罪少年と同じような責任能力（実質的な是非弁別能力及び行動制御能力）があることを前提に保護処分が課されることになりうる¹⁴⁾。保護処分が課された触法少年についても民法891条1号の類推適用の可能性が生じる（少なくとも、類推適用の可否につき犯罪少年と区別する合理的理由はなくなる）。しかし、刑罰を科すことができない者に民法891条1号を類推することは、やはり立法者意思に反する。

3 刑罰と保護処分の性格

最後に、刑罰と保護処分の性格の違いも問題になりうる。刑罰が犯罪の成立を前提とする処分である（犯罪に対する制裁を中心的性格とする）のに対して、保護処分は非行事実だけでなく要保護性も要件とする（非行事実と保護処分の結びつきは要保護性を介した間接的なものである¹⁵⁾）ため、責任能力の要否をめぐる対立の前提として、保護処分の中心的性格を制裁とみるか¹⁶⁾、少年の保護・教育のための処分であるとみるか¹⁷⁾について、争いがある。後者の見解に立つ場合は、保護処分を課することをもって、犯罪の成立が認められたことを裁判所が確認したものと評価することは、困難かもしれない。

4 本判決は以上の点につき何も述べておらず、この点において先例としての価値は高くないといわざるを得ない。今後、以上の点について検討が待たれる一方で、民事上の効果の有無を刑事

司法手続の帰結に委ねるという民法891条1号の仕組み自体の是非についても、議論がなされる必要があるように思われる。

●—注

- 1) 法典調査会編『民法修正案理由書』（博文館、1898年）231頁。
- 2) 旧民法につき井上正一『民法正義 財産取得編 卷三』（新法註釈会、1890年）25頁以下、明治民法につき梅謙次郎『民法要義 卷之五 相続編』（有斐閣、1984年復刻（1913年版））18頁。
- 3) 大判大3・12・1民録20輯1019頁はこの点を明示的に述べる。
- 4) 梅・前掲注2）19頁。
- 5) 磯部四郎『民法相続編講義』（明治法律学校講法会、1895年）24頁以下、井上・前掲注2）26頁。
- 6) 梅・前掲注2）19頁。
- 7) 磯部四郎『民法草案獲得編第二部理由書 前置條例自第一千五百一條至第一千七百五條』（1898年）6丁表～裏。
- 8) 広島地判昭49・5・27判タ310号230頁は、優生上の必要から医師の勧めに従って夫と子とを妊娠中絶した妻が、韓国民法1004条1号（わが民法891条1号に相当するが、「刑に処せられた」ことを要件としない。）により夫の相続につき欠格者となるかが問題となった事例で、「規定の趣旨からして、たとえ殺人ないし殺人未遂の定型に当たる場合でも、違法性ないし責任性のない場合にまで相続人の欠格事由とするものではないと解すべきであり、「そうでないとすれば〔韓国民法1004条1号〕はわが国の公序良俗に反するものである」とした。
- 9) ただし、相続欠格制度は相続人間の公平の観念とは無関係の制度であるところ、本判決が民法891条1号所定の行為を相続人間の「公平の観念に著しく背反するもの」と断ずる点は、不可解である。
- 10) 廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021年）253頁、川出敏裕『少年法〔第2版〕』（有斐閣、2022年）193頁。
- 11) 廣瀬・前掲注10）137頁以下、川出・前掲注10）82頁以下。
- 12) 岩瀬徹「責任能力が問題となる少年に対する処遇について——近時の裁判例などを参考にして」家判21号（2019年）6頁。
- 13) 盛岡家決昭34・5・19家月11巻7号86頁、東京家決昭60・1・11家月37巻6号96頁。
- 14) 佐伯仁志「少年法の理念——保護処分と責任」猪瀬慎一郎ほか編『少年法のあらたな展開——理論・手続・処遇』（有斐閣、2001年）44頁、川出・前掲注10）84頁以下。
- 15) 最決昭58・10・26刑集37巻8号1260頁（団藤補足意見）。
- 16) 佐伯・前掲注14）41頁。
- 17) 丸山雅夫『少年法講義〔第4版〕』（成文堂、2022年）95頁など。